

あま市公共施設等総合管理計画策定委員会要綱

(設置)

第1条 本市の公共施設の老朽化等の状況を把握し、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に行い、最適な配置の実現を図るために策定する「あま市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）に関する事項について、市民等の意見を広く反映させるため、あま市公共施設等総合管理計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、総合管理計画を策定・検証するための意見交換を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

- (1) 市民代表
- (2) 学識経験者
- (3) 産業界代表
- (4) 議会代表
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(役員)

第4条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 座長 1名

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長及び座長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 座長は、委員会の会議の議長となる。座長に事故あるときは、会長がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。